4　法第七条第一項に規定する重量の伝達は、取引において通常用いている単位で伝達することにより行うものとする。

5　法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の法第七条第一項に規定する重量の伝達は、当該特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者による伝達事項）

第二十三条　法第七条第一項の農林水産省令で定める事項は、特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種第二号水産動植物。第二十四条の表の各号の上欄、第二十六条第一号、第二十七条の表の第一号及び第二号の上欄並びに第三十二条第一項第一号イ(1)及び(3)において同じ。）の陸揚げ日とする。（新設）

（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者により伝達すべき事項を相手方が知ることができるようにする措置等）

第二十四条　法第七条第二項の農林水産省令で定める措置は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の伝達すべき事項を知ることができる方法の伝達は、同欄に掲げる措置ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるところにより行うものとする。（新設）

一　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに、当該個体に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録又はその集合物をいう。以下同じ。）の送信元識別符号（自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この表において同じ。）又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であってその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下「送信元識別符号等」という。）を当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等を記載した札又はラベル（次に掲げる規格に適合するものに限る。以下この表及び第二十七条の表において同じ。）を容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該送信元識別符号等を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。 一　記載内容が容易に判別できる色及び大きさであること。 二　記載内容が容易に消えない方法により表示されていること。 三　容易に破損しないようにするための措置が講じられていること。
二　譲渡し又は引渡しをする特定第一種第二号水産動植物等の個体ごとに識別できる記号又は番号（以下「識別番号」という。）を作成し、当該譲渡し又は引渡しの相手方に交付し、当該相手方からの照会があった場合に、当該識別番号に対応する特定第一種第二号水産動植物等に係る伝達すべき事項を当該相手方に伝達できる体制を整備すること。	特定第一種第二号水産動植物等に係る識別番号を記載した札又はラベルを容易に脱落しない方法により当該特定第一種第二号水産動植物等に取り付け、又は貼り付け、かつ、伝達すべき事項を当該識別番号を用いて知ることができる方法を相手方に伝達すること。